亜東1第11822号平成26年9月9日

一般財団法人 共立国際交流奨学財団 理事長 菊 川 長 徳 殿

> 外務大臣臨時代理 国務大臣 菅

義



「第15回日本人学生の『アジア体験』コンテスト」に 対する後援名義の使用許可について

平成26年7月7日付貴信により申請のありました外務省の後援名義使用については、これを許可しますので通知します。

なお、事業計画を変更したときは速やかにこれを報告し許可を求めるととも に、本件開催後、その結果について収支決算書を含む報告書(本許可年月日記 載)を提出してください。